

児童福祉法等改正関係

自治体向けFAQ

【第1版】

平成28年8月4日(木)

自治体向けFAQ【第1版】 目次

○ 児童福祉司の配置標準の見直し等について	p1
○ 児童心理司・保健師等の配置について	p1～
○ 通所・在宅指導措置について	p2
○ しつけを名目とした児童虐待の防止について	p3
○ 一時保護の目的の明確化について	p3
○ 支援を要する妊婦等に関する情報提供について	p3
○ 児童相談所における弁護士配置について	p4
○ 関係機関の調査協力について	p4
○ 児童福祉審議会の調査権限の強化等について	p4～
○ 子育て世代包括支援センターの法定化について	p5～
○ 市町村における支援拠点の整備について	p6～
○ 市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職の配置等について	p7
○ 児童相談所設置自治体の拡大について	p7
○ 児童福祉司の研修義務化等について	p8
○ 児童相談所から市町村への事案送致について	p8
○ 里親委託等の推進について	p9
○ 18歳以上の者に対する支援の継続について	p9～
○ 児童自立生活援助事業の対象者の見直しについて	p10
○ 条例改正について	p10
○ その他	p11～

自治体向けFAQ【第1版】

※ 本回答は平成28年8月4日現在のものであり、今後変更があり得る。

問	答
児童福祉司の配置標準の見直し等について	
問 1 - 1 児童福祉司の数は、「政令で定める基準を標準として都道府県が定める」と規定されたが、これは条例上規定する必要があるのか。	各自治体の規則や告示などで定めることも可能であり、必ずしも条例で定める必要はない。
問 1 - 2 児童福祉司の数に、スーパーバイザーを含めて良いのか。	平成28年度からの地方交付税措置においては、児童福祉司の内数にスーパーバイザーを含めていることから、従来通り児童福祉司の数はスーパーバイザーを含めてカウントして差し支えない。
問 1 - 3 ○ 児童福祉司の配置標準に用いる、虐待相談に係る持ちケースの平均40ケースは、今後見直すことはあるのか。 ○ 児童福祉司の配置標準に用いる、全国平均の虐待相談対応発生率は計算すると0.07%となるが、計算式は0.1%となるのか。また、これを見直すことはあるのか。	○ 必要に応じ、今後見直すことはあり得る。 ○ 計算式で使う全国平均の虐待相談対応発生率は、0.1%とする。
問 1 - 4 児童福祉司の数が配置標準を満たしているかどうかの基準日はいつを想定しているのか。	毎年4月1日を基準日とする。
児童心理司・保健師等の配置について	
問 2 - 1 ○ 児童心理司の配置標準について、児童相談所運営指針ではなく政令で定めないのか。 ○ また、児童福祉司：児童心理司＝2：1という配置標準になると聞いているが、この児童福祉司にはスーパーバイザーも含めるのか。	○ 児童心理司の配置基準について、今回の法改正では政令で定めることとしておらず、まずは児童相談所運営指針に定め、配置を促すこととしたい。 ○ お見込みのとおり。
問 2 - 2 ○ 児童福祉司のスーパーバイザーは、担当区域を定めず専ら児童福祉司の指導及び教育を行うことを前提としているのか。 ○ また、児童福祉司5人に1人とあるが、各自治体の状況に応じてスーパーバイザーの数を決めることは可能か。	○ 児童福祉司のスーパーバイザーは、指導及び教育のみならず、通常の児童福祉司としての業務を担うことを想定している。 ○ また、スーパーバイザーの配置に係る基準は、参酌すべき基準であるため、当該基準を十分参照しなければならないが、その結果として、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

問 2 - 3	<p>○ 保健師の配置について、児童福祉司に任用している保健師は、保健師としてカウントしてよいのか。</p> <p>○ また、医師または保健師の配置について、勤務形態はどのような形を想定しているのか。</p>	<p>地方交付税上は、児童福祉司、保健師ともに各児童相談所に必要な人員配置を行うための措置がなされるため、児童福祉司、保健師について各々常勤職員を配置することが望ましい。</p>
通所・在宅指導措置について		
問 3 - 1	<p>児童相談所の指導措置の「市町村への委託」は、本来の市町村の役割と異なる点を委託により行うものであるのか。</p>	<p>児童相談所による市町村への指導措置の委託内容は、受託する市町村の本来の役割に限定されるものではなく、自治体ごとの地域性や活用可能な社会資源の有無等を考慮の上、定めることが可能である。</p> <p>例えば、養育支援等の地域の子育てサービスを利用しながら、市町村が定期的な面接や家庭訪問を実施することで、改善が見込まれるケース等において、保護者が拒否的な場合には、児童相談所の指導委託による枠組みの下で、市町村による効果的な支援が行われるものとする。</p> <p>新たに法制化される児童相談所から市町村への事案送致や、要保護児童対策地域協議会を活用した主担当機関の選定等、ケースの状況に応じた活用をお願いしたい。</p>
問 3 - 2	<p>○ 指導措置を市町村に委託した場合であっても、最終的な責任の所在は児童相談所になるのか。</p> <p>○ 指導委託を受けた市町村が審査請求や訴訟の対象となる指導措置はあるのか。その場合の審査庁や被告は都道府県になるのか。</p>	<p>児童相談所が指導措置を委託する場合、最終的な責任は児童相談所が負うこととなるが、指導措置は相談支援業務の中でも重要な役割を担っているため、受託機関側においても、子どもの福祉を向上させるための適切な対応が求められる。</p> <p>児童相談所が市町村等に対して行う指導委託も含め、措置による指導については、行政不服審査法等の関係法令に基づく審査請求や訴訟の対象となる。その場合の審査庁及び被告は都道府県となる。</p>
問 3 - 3	<p>児童相談所による指導措置がふさわしい場合と市町村委託による指導がふさわしい場合等、具体的な考え方を示す通知等の発出予定はあるか。</p>	<p>通所・在宅指導措置については、平成29年4月からの児童相談所から市町村への事案送致の施行に向け作成中の共通アセスメントツールと併せて検討していく必要があるものと考えている。</p>
問 3 - 4	<p>市町村への委託方法、市町村への指導措置に関する具体的な事務について示す予定はあるか。</p>	<p>市町村への委託に係る考え方などについては、9月中に発出予定の児童相談所運営指針でお示しできるよう、指針の見直しを進めているところである。</p>

しつけを名目とした児童虐待の防止について		
問 4 - 1	監護及び教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならず～の『必要な範囲』とはどの程度か。	児童虐待の防止等に関する法律第14条の改正は、しつけを名目とした児童虐待が後を絶たない実態を踏まえ、法律上、「親権者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」旨を新しく明記したものであり、しつけを名目とした児童虐待に対し相応の抑止効果を持つものと考えている。 民法第822条の規定による「監護及び教育に必要な範囲」の懲戒に該当するかについては、その時代や社会の健全な常識により判断されるものと承知している。
一時保護の目的の明確化について		
問 5 - 1	今回の法改正により、一時保護の目的等が明確化されたが、今後通知等で一時保護を行うべき場合の具体的な考え方を示す予定はあるか。	9月中に発出予定の児童相談所運営指針や、子ども虐待対応の手引きを改訂することでお示ししてまいりたい。
支援を要する妊婦等に関する情報提供について		
問 6 - 1	各都道府県で管轄地域内の関係機関へ通知する必要があるのか、または他の統括的な機関から通知が発出されるのか伺いたい。	国からは関係機関との連携体制の考え方、特定妊婦及び要支援児童等の状況(指標)例について、技術的な助言としての通知文を発出予定である。(9月中下旬目途) 各都道府県等では、通知文を参考に管轄地域内の関係機関に対する周知をお願いしたい。 関係省庁とも連携し、周知に努めてまいりたい。
問 6 - 2	市町村が、妊婦訪問(特定妊婦)を十分に行うことが可能な財源措置等は検討されているのか、伺いたい。	市町村職員による訪問以外に、子ども・子育て支援交付金の一つである「養育支援訪問事業」を活用し、訪問指導が必要な特定妊婦に対する支援に取り組んでいただきたい。
問 6 - 3	情報提供先となる市町村の所管部署は、市町村は市町村保健主管課もしくは市町村児童福祉主管課と考えてよいか、伺いたい。	主な情報提供先としては、要保護児童対策地域協議会の調整機関(市町村児童福祉主管課等)を想定しているが、既に各自治体において関係機関との情報提供先がルール化されている場合には、混乱が生じないように再度、貴自治体の考え方を周知していただくようお願いしたい。

児童相談所における弁護士配置について		
問 7 - 1	「弁護士の配置に準ずる措置」について、判断基準や具体例が示されるのか、ご教示いただきたい。	「準ずる措置」とは、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切・円滑に行う観点から、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定していること、また、単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない、との説明をしてきたところ。 今後、施行に向けて、児童相談所運営指針において、こうした点について明らかにする予定である。
問 7 - 2	当該規定に経過措置はあるのか。	当該規定とは別に、経過措置を設けることは考えていない。
関係機関の調査協力について		
問 8 - 1	医療関係者、教育関係者、児童福祉施設の職員等は、市町村や児童相談所から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料を提供できるものとされる。 当該事項について、関係機関への周知方法について確認したい。 また、当該調査協力には強制力はあるのか。回答は任意であるのか。	現行法上、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は、提供できるとされている一方、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等の関係機関はその提供主体として規定されていない。このため、今回の改正では、子どもと日常的に接しており、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等の関係機関について、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合に、地方公共団体と同様、情報を提供できるとしたものであるが、これらの関係機関について、情報の提供までを義務付けるものではない。 今後、施行に向けて、関係機関等への周知について、検討してまいりたい。
児童福祉審議会の調査権限の強化等について		
問 9 - 1	児童福祉審議会が子どもや家族の意見を聴くなどの手続きを新たに設けることとされているが、その具体的な手続き方法、対象ケースをお教えいただきたい。	現行法上、児童福祉審議会は、調査審議のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、職員の説明や資料提出を求めることができる。とされている。 今般の改正は、子どもや家族本人から必要な調査を行うことができるよう、資料提出の求めや意見聴取の手続きを新たに設けたものであり、個別ケースごとに児童福祉審議会が特に必要があると認めた場合に実施するものである。

問 9 - 2	子どもや家族、関係機関から児童福祉審議会が直接意見・苦情等を受け付ける仕組みを設けることについて、どの範囲の内容について、どのような手続きを行うのか。また、児童福祉審議会での審議結果はどのような効力を持つのか。	児童福祉審議会が子どもや関係機関から直接意見・苦情等を受け付ける仕組みを設けることについては、今後、都道府県等の意見を聞きながら、検討する。
子育て世代包括支援センターの法定化について		
問 10 - 1	市町村における支援拠点が子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能とされているが、子育て世代包括支援センターが市町村における支援拠点及び要保護児童対策地域協議会の調整機関となることは可能か、教示いただきたい。	地域の実情に応じて、子育て世代包括支援センターが、市町村における支援拠点及び要保護児童対策地域協議会の調整機関と兼ねることも可能である。
問 10 - 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の組織とも違う機能や役割は何か。 ○ 既存の組織を母体とするのか、新しい組織として設置するのか。 ○ 想定されるセンター数は人口比にするのか、基礎自治体に1か所程度か。 ○ 配置される職員に必要な資格は何か、それは法定されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世代包括支援センターの考え方については、「「子育て世代包括支援センター」と利用者支援事業等との関係等について」の整理資料の送付について」（平成27年9月30日事務連絡）でお示ししているとおりとなり、市町村保健センター等で既に同様の機能を保持していることや、既存の市町村保健センター等を活用して実施することも考えられる。 ○ 設置するセンター数の考え方については、現在、各市町村の実情に応じて実施いただいているところであるが、今後、「子育て世代包括支援センターの実施状況について」（平成28年6月20日事務連絡）による調査の結果等を踏まえ、検討しお示しする予定である。 ○ 配置される職員については、「子育て世代包括支援センターの実施状況について」（平成28年6月20日事務連絡）でお示ししているとおり、保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー等の配置が必要と考えている。
問 10 - 3	人口4000人未満の過疎地の町村では、年間出生児数9名、虐待相談件数も0件で、専門職でない1人の職員が、児童だけではなくあらゆる福祉関係の仕事を掛け持ちしている中の業務の1つとして、要対協調整機関も兼ねて行っている。 また保健センターという拠点がなく、町役場の担当保健師が保健センター業務を兼ねて行っている。 ・保健センターという拠がない小規模町村についても、平成32年度末までに、子育て世代包括支援センターを設置するよう、県から指導していくという理解でよろしいか。	「「子育て世代包括支援センター」と利用者支援事業等との関係等について」の整理資料の送付について」（平成27年9月30日事務連絡）でお示ししているとおり、小規模町村については、地域の実情に応じ、複数市町村による体制確保を検討することも考えられる。

問 10 - 4	<p>保健センター担当課と児童福祉担当課は、別々の担当課になっている市が多い。そこで、「子育て世代包括支援センター」の守備範囲と「市の支援拠点」との仕事の住み分けについて、お尋ねする。子育て世代包括支援センターは、“子育てまでの支援”まで行うとあるが、具体的には、</p> <p>① 三角図(虐待の重症度等)の要支援児(集中的虐待発生予防、虐待ハイリスク)ランクまでをカバーするという理解でよいか。</p> <p>② 子育て支援とは、年齢では、0歳から小学校入学前(6歳)までカバーするという理解でよいか。</p> <p>③ 子育て世代包括支援センターは、子育てに心配のある要支援家庭への、定期的な家庭訪問による調査や相談・指導までも行ってもらえるのですか？それともデスクワークでのコーディネートまでしかやらないのか？活動範囲を教えてください。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センターから、市の支援拠点にあげるケースの基準について、国から何か目安は示されるのか。それとも各市町村で決めるのか？</p>	<p>○子育て世代包括支援センターでは、特に心身の負担・悩み・不安を抱えやすい妊娠・出産・産後の時期から小学校就学前までの乳幼児期までを主たる対象とすることを想定しているが、地域の実情やニーズに応じて、就学後も継続して支援する等柔軟な運用を行っていただくことが可能である。</p> <p>○子育て世代包括支援センターでは、「子育て世代包括支援センターの実施状況について」(平成28年6月20日事務連絡)でお示しているとおり、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児等各種の相談に応じ、必要に応じて、支援プランを作成したり地域の関係機関と連携して必要な支援を提供することとしているが、実際の子育て世代包括支援センターの具体的な活動範囲等については、地域の実情に応じて決めていただくものと考えている。</p> <p>○市の支援拠点にあげるケースの基準については、今後支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインを策定する予定である。</p>
市町村における支援拠点の整備について		
問 11 - 1	<p>市町村における支援拠点の整備や運営費補助の有無について、教示いただきたい。また、支援拠点を子育て世代包括支援センターに併設した場合は、両方の補助金の対象になるのか。</p>	<p>支援拠点の整備や運営に係る費用に対する補助については、平成29年度概算要求に向けて検討中である。</p>
問 11 - 2	<p>○ 支援拠点について、相談スペースがあること、児童福祉司ら専門職を置くことなどを要件とする方向で、国において検討されていると報道されているが、ここでいう専門職というのは要保護児童対策地域協議会に配置する専門職と同様の想定であるか。</p> <p>支援拠点については、家庭訪問で食事や衛生面での定期的な指導を行うイメージが示されているが、支援拠点に配置される相談員等の役割については、いわゆる児童相談所児童福祉司のような相談機能を有するイメージであるのか、それとも食事や衛生面での指導の観点から現物給付といったところまで対応するイメージであるのか。</p> <p>○ 市町村には要保護児童対策地域協議会が設置されており、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦が支援対象とされているが、要保護児童対策地域協議会で取扱うべきケース、支援拠点で取扱うべきケースの区別について国のイメージを伺いたい。</p>	<p>支援拠点は、特に支援を要する子どもや家庭を対象として、情報提供、相談・指導などの支援を一体的に提供するものであり、地域の実情に応じて整備に努めていただくものである。支援拠点機能のあり方、推進方策については、有識者による「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催し、議論することとしている。</p>

問 11 - 3	<p>○ 児童相談所の体制強化は具体的に示されていますが、市町村の人員配置について、国としてどのようにお考えか、また、児童相談所のような相談体制の構築や、児童相談員以外の専門職等の配置など、具体的なイメージされているものがあれば、併せて教えていただきたいと思ひます。</p> <p>○ 児童相談所から市町村への送致が新設されますが、市町村では、体制が整っているとはいえない現状があります。法改正に伴い、市町村の役割も大きくなると考えますが、市町村の体制整備するための財源的な措置等は、具体的に想定されているのか、併せて伺ひます。</p>	<p>市町村の支援体制については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催し、議論を進めることとしている。</p> <p>また、支援拠点の整備や運営にかかる費用も含め市町村の体制整備に対する補助については、平成29年度概算要求に向けて検討中である。</p>
市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職の配置等について		
問 12 - 1	<p>市町村の要対協の調整機関への専門職について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修受講が義務づけられたところであるが、この研修は、どのような内容となるのか。(実施主体、カリキュラム、研修期間、受講料、受講場所)</p> <p>また、受講に際して、専門職に就任後何年以内に受講しなければならないというような条件はあるのか。</p>	<p>要保護児童対策調整機関の専門職に受講が義務づけられる研修のカリキュラム等については、7月29日に第1回を開催した、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において議論をするため、本年中を目途に議論を終え、各自治体に示していく予定。</p>
児童相談所設置自治体の拡大について		
問 13 - 1	<p>「施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援策等の必要な措置を講ずる。」とされているが、具体的な支援内容について現在の検討状況如何。</p>	<p>既に児童相談所の設置が可能である中核市においても、現在児童相談所を設置している自治体は2市となっている。</p> <p>この背景としては、児童相談所の設置に当たり、専門的人材の確保や財政的負担等の課題があると考えている。</p> <p>どのような支援が必要か、地方自治体からの意見を聴きながら検討してまいりたい。</p>
問 13 - 2	<p>中核市・特別区における児童相談所設置に向けた支援については、「施行後5年を目途として」とされているが、これは、施行後5年間限りで支援を行うということか。</p>	<p>中核市・特別区における児童相談所設置に向けた支援については、施行後5年を目途に、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう支援等を行うことを想定したものであり、施行後5年限りで支援を行うという意味ではない。</p>

児童福祉司の研修義務化等について		
問 14 - 1	児童福祉司の任用後に受講を義務化された研修及び社会福祉主事が受講することを義務化された講習会のカリキュラムや財政支援などいつ示されるのか。	財政支援については、今後の予算編成過程の中で検討していきたい。 また、カリキュラム等は、7月29日に第1回を開催した、子ども家庭福祉人材の専門性確保WGにおいて議論をするため、本年中を目途に議論を終え、各自治体に示していく予定。
児童相談所から市町村への事案送致について		
問 15 - 1	○ 公布通知では「施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援」が市町村の役割の例示として示されているが、今後、市町村に事案送致するケースについて、何らかの基準や考え方は示される予定はあるか。 ○ また、共通のアセスメントツールは、いつ頃、示される予定か。早い段階での提示を望む。	児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについては、本年中に示す予定であるので、各自治体におかれては、地域の実情に応じて児童相談所と市町村の役割分担についてご検討いただくようお願いしたい。
問 15 - 2	共通アセスメントツールの作成に際しては、都道府県及び市町村の意見は反映されるのか。	共通アセスメントツールの作成に際しては、地方自治体の意見を聞いて参りたい。
問 15 - 3	「児童相談所から市町村への事案送致」について、市福祉事務所への送致との違いについて教示されたい。	福祉事務所送致(児福法第26条第1項第4号)は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導(児福法第25条の8第1項第2号)を行わせるために福祉事務所長あてに行うものである。 また、新たに規定された市町村への送致(児福法第26条第1項3号)は、福祉事務所送致等を除いた、児童及び妊産婦の福祉に関する情報提供、一般的な相談・指導等を市町村において実施することが適当であるものについて、市町村宛て送致を行うものである。
問 15 - 4	○ 昨年度まで児童相談所が支援していた在宅ケースが、共通アセスメントツールによって、平成29年度中に市町村に送致されることとなるのか。 ○ 第1項第3号において、「市町村に送致すること」とあるが、児童相談所と市町村とで意見が合わない場合はどのように調整するのか。	虐待対応においては、児童相談所及び市町村による家庭への指導、支援が重層的かつ連続的に活用される必要があり、適切な役割分担、連携が望まれている。 現在の市町村から児童相談所への送致においても、市町村が送致の判断を行う際には、それぞれの機能や権限の実態を踏まえ、最も効果的な方策を協議した上で判断が行われているものと認識している。 児童相談所から市町村への送致の実施に当たっても、個々の市町村の力量に応じた対応がなされるよう、今後策定することとしている共通アセスメントツール等を基に、地域ごとの実情を踏まえた役割分担につき、あらかじめ児童相談所と市町村の間での協議をお願いしたい。 併せて個別の事案においても、必要に応じ要保護児童対策地域協議会の活用等による共通理解、情報共有を図るなど、相互の意見調整と役割分担に努めて頂きたい。

里親委託等の推進について		
問 16 - 1	<p>○ 家庭的養護が大切であり、里親委託の推進について、従来、主張されていることであるが、委託が進まない要因等は国として分析されているのか。</p> <p>○ 地域(市町村)の取り組みは都道府県(各児童相談所)の裁量に任されるのか。</p> <p>○ 養子縁組里親について、児童相談所の業務に位置付けられるが、民間団体とのすみ分けはどうか。民間団体より紹介される児童への関与のシステム化が必要と思われるが。</p>	<p>○ 詳細な分析はできていないが、制度に関する認知度が低い、実親の同意を得るのが困難、児童相談所が十分に里親業務に携わっていない、といった課題があると認識している。</p> <p>○ 里親に対する委託権限を有する都道府県と、里親も1家庭として生活している地域に最も身近な基礎自治体である市町村とが、互いに連携して委託推進に取り組んでいただきたい。</p> <p>○ 養子縁組が真に子どもの利益となるよう、児童相談所と民間事業者とでそれぞれの特長を活かしながら連携して養子縁組の推進に取り組んでいただきたいと考えており、今後、民間養子縁組あっせん事業に関する議員立法の審議状況等を踏まえつつ、連携方策等についてお示しすることを検討したい。</p>
18歳以上の者に対する支援の継続について		
問 17 - 1	<p>○ 平成28年6月3日付け雇児発0603第1号「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」の11ページにおいて、「IV被虐待児童の自立支援」と記載がある。</p> <p>○ 同通知13ページに記載のある法第33条第6項等の条文改正の趣旨において、「児童の自立の観点から必要と認められる場合」との記載があり、被虐待児童に限られていないと理解してよいか。</p>	お見込みの通り。
問 17 - 2	<p>○ 法第31条第4項に規定された延長者の例として、18歳未満の児童について、保護者の同意に基づき施設入所したものの、18歳を超えて在所期間延長中に保護者が同意を翻したため一時保護を行った者について、法第28条第1項の承認の申立ができるかと理解してよいか。</p> <p>○ また、18歳未満の児童について、法第28条第1項の承認により入所措置された後、18歳を超えて20歳までの間、法第28条第2項のいわゆる更新申立ができるかと理解してよいか。</p>	お見込みの通り。
問 17 - 3	里親委託等中に18歳に達した者について就学や就労しておらず自立に結びついていない場合に20歳まで措置延長が可能なのか、その際には、里親手当や一般生活費等は支給されるのか。	措置延長は可能であり、その場合には、里親手当や一般生活費等は支給される。

問 17 - 4	<p>平成28年6月17日付け全国児童福祉主管課長会議等資料の45ページ中「改正法による対応」に「里親委託等中に18歳に達したものの措置変更・更新、一時保護を可能とする。」とあるが、ここでの『更新』とはどのような取扱いを指しているか。</p> <p>※改正児童福祉法第31条第4項及び第33条第6項に、里親委託中に18歳に達した者の措置変更や一時保護が可能であることが規定されているが、更新に係る規定が見受けられない。</p>	<p>児童福祉法第28条の規定に基づき里親等へ委託された者について、家裁の承認から2年間経過した場合の期間の更新を指しており、改正児童福祉法第31条第4項において、第28条の読み替え規定を設けている。</p>
問 17 - 5	<p>「一時保護が行われた児童について、満20歳に達するまで…」とあり、過去に(18歳前に)一時保護が行われた児童と読み取れるようにも思えるが、18歳前から一時保護や施設措置入所が継続しているケースが対象であって、18歳を超えた時点での在宅児童(少年)の一時保護と児童福祉施設の措置入所と措置変更は採れないと理解して良いか。</p>	<p>お見込みの通り。</p>
<p>児童自立生活援助事業の対象者の見直しについて</p>		
問 18 - 1	<p>自立援助ホームの対象者拡大について、「大学の学生等であって20歳に達した日から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者(20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。)」を児童自立生活援助事業の対象とすることとする(児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6及び50条の3)と示されていますが、具体的な例としまして、児童福祉法における措置で入所していた児童が、措置を解除された後、私的契約で入所していた場合、今回の改正点においては対象外と解釈するべきかどうか、ご教示ください。</p>	<p>児童福祉法第33条の6に基づき行われていた児童自立生活援助を指しており、私的契約によるものは含まない。</p>
<p>条例改正について</p>		
問 19 - 1	<p>法改正を踏まえて、条例や規則等の改正の要否を早期に判断するため、平成28年10月1日施行及び平成29年4月1日施行分に係る省令等の改正内容及び提示時期を示していただきたい。</p>	<p>平成28年10月1日施行分に係る政省令改正については、現時点では本日お示ししたとおりの内容を予定しており、8月中下旬に公布予定である。</p> <p>平成29年4月1日施行分についても、できるだけ早期に改正案をお示しすることとしたい。</p>

その他		
問 20 - 1	平成28年6月17日の資料25ページ(要保護児童対策調整機関における専門職の配置)に関して、「主たる支援機関」と「主担当機関」のふたつの用語の想定する機関について(質問)・用語の使いわけを行っている趣旨をお尋ねする。 ・通常「主担当機関」は市町村または児童相談所、「主たる支援機関」は学校等と使いわけを行っているが、この場合も同様と考えてよいか。	ご指摘の資料では異なる用語が出てきているが、いずれも、個別のケースについて、責任をもって主となって支援を担当する機関を指しており、ご指摘のような使い分けを行っているものではない。
問 20 - 2	改正法により、第56条第5項の規定に、「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め」ることが追加されたが、改正趣旨を御教示願いたい。 また、入所措置に係る費用の徴収に関する事務については、マイナンバーの対象事務とされているが、当該事務については、本人が行政機関に対して報告を行う義務がなく、申請行為もないことから、地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、税情報連携ができないこととされている。 本改正を踏まえ、母子生活支援施設への入所等に係る費用の徴収に関する事務と同様に、次の事項が可能となるよう御検討願いたい。 ① マイナンバーの提供に同意が得られない場合でも、マイナンバーを取得できること。 ② 税情報の連携が可能となること。	○ 第56条第5項の改正の趣旨 個人情報保護の要請が高まっている中、官公署が個人情報である収入の状況を他の行政機関に提供するにあたって、本人又は扶養義務者に対しその状況について報告を求めると明記することが適切なため、追加した。 ①について 番号法第19条・21条関係別表第二の十六の項(負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務についての項)の特定個人情報の欄に記載している「主務省令で定めるもの」に、地方税関係情報は規定されていない。そのため、番号法第15条により、当該事務に関して個人番号の提供を求めることができない。 ②について 同事務について、本改正でも本人が行政機関に関して報告を申請する義務が規定されたわけではなく、また、申請行為もないので、税情報連携を行うことができない。
問 20 - 3	県や市町村に新たな役割を求めるなら、新たな人員配置や財源確保が必要だが、国予算の確保だけでなく、確実な交付税措置を行うこと。	地方交付税措置については、児童相談所強化プラン等を踏まえ、必要な要望をしていきたい。
問 20 - 4	○改正内容について、関係する機関に対して通知等により周知を図っていただきたい。 Ex、支援を要する妊産婦等に関する情報提供(医療機関、学校等)、しつけを名目とした児童虐待の禁止(学校、保育施設等)等	関係する機関への改正内容の周知については、今後、施行に向けて検討してまいりたい。

問 20 - 5	<p>○「家庭における養育環境と同様の養育環境」、「できる限り良好な家庭的環境」とあるが、平成23年に示された「社会的養護の課題と将来像」について変更される予定があるのか。また、それを受けて各都道府県が策定した「社会的養護体制推進計画」について、目標値を見直す等の必要性が生じるのか。</p>	<p>「社会的養護の課題と将来像」については、その見直しについて「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において検討することとしており、都道府県推進計画への反映の在り方も含めて対応を検討することとしている。</p>
問 20 - 6	<p>今回の法改正を踏まえて、一時保護、接近禁止命令、28条等における保護者指導等に対する裁判所の関与のあり方について検討すると聞いているが、具体的にどのような事項について協議をする予定か知りたい。特に28条審判等では、対立当事者構造が強調され、通常の民事裁判のように訴訟指揮がなされているが、保護者指導とどのように折り合いをつけるのか関心がある。</p> <p>また、今回の法改正により、臨検・搜索の要件が緩和されてはいるものの、実際の令状請求において、その必要性の立証の厳格さは変わらないため、その準備に時間を要し、迅速な安全確保という目的実現に繋がるのか疑問である。この点について検討するのか、どのような議論を予定するのか知りたい。</p>	<p>要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方については、改正法の附則第2条第2項を踏まえ、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において検討することとしており、第1回を7月25日に開催したところである。</p> <p>また、今般の児童福祉法改正により、臨検・搜索の実施に当たって、再出頭要求を経る必要がないものとしているが、その他の手続について変更はない。</p>